【表紙】

【提出書類】　有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　平成26年３月12日

【発行者名】　日本ビルファンド投資法人

【代表者の役職氏名】　執行役員　　西川　勉

【本店の所在の場所】　東京都千代田区丸の内一丁目９番１号

【事務連絡者氏名】　日本ビルファンドマネジメント株式会社
取締役運営本部長　三竿　公彦

【電話番号】　03（6259）8681

【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】
日本ビルファンド投資法人

【届出の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態及び金額】
形態：投資証券
金額：発行価額の総額：一般募集　14,022,475,000円
売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し
818,790,000円

（注）今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受を行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

安定操作に関する事項　１　今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第１項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
２　上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。

【縦覧に供する場所】　株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町２番１号）

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年３月５日提出の有価証券届出書及び平成26年３月６日提出の有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成26年３月12日開催の本投資法人役員会において発行価格及び売出価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

２【訂正事項】

第一部　証券情報
第１　内国投資証券（投資法人債券を除く。）
１　募集内国投資証券
（３）発行数
（４）発行価額の総額
（５）発行価格
（１４）手取金の使途
（１５）その他
①　引受け等の概要
２　売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）
（３）売出数
（４）売出価額の総額
（５）売出価格
第４　募集又は売出しに関する特別記載事項
１　オーバーアロットメントによる売出し等について

３【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿罫で示してあります。

なお、発行価格等決定日が平成26年３月12日（水）となりましたので、一般募集の申込期間は「平成26年３月13日（木）から平成26年３月14日（金）まで」、払込期日は「平成26年３月19日（水）」、受渡期日は「平成26年３月20日（木）」、オーバーアロットメントによる売出しの申込期間は「平成26年３月13日（木）から平成26年３月14日（金）まで」、受渡期日は「平成26年３月20日（木）」、本第三者割当の払込期日は「平成26年３月28日（金）」、シンジケートカバー取引期間は「平成26年３月15日（土）から平成26年３月20日（木）までの間」となります。

第一部【証券情報】

第１【内国投資証券（投資法人債券を除く。）】

１【募集内国投資証券】

（３）【発行数】

（訂正前）

（前略）

（注）本「１募集内国投資証券」に記載の募集（以下、「一般募集」といいます。）に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が本投資法人の投資主から1,500口を上限として借り入れる本投資口の売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。

（後略）

（訂正後）

（前略）

（注）本「１募集内国投資証券」に記載の募集（以下、「一般募集」といいます。）に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が本投資法人の投資主から借り入れる本投資口1,500口の売出し（以下、「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。

（後略）

（４）【発行価額の総額】

（訂正前）

14,855,900,000円

（注）後記「(15)その他／①引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、後記「(15)その他／①引受け等の概要」に記載の引受人（以下、「引受人」といいます。）の買取引受による払込金額の総額です。発行価額の総額は、平成26年２月25日（火）現在の株式会社東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。

（訂正後）

14,022,475,000円

（注）後記「(15)その他／①引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、後記「(15)その他／①引受け等の概要」に記載の引受人（以下、「引受人」といいます。）の買取引受による払込金額の総額です。

（５）【発行価格】

（訂正前）

未定

（注１）発行価格等決定日（後記「（15）その他／①引受け等の概要」に定義します。）の株式会社東京証券取引所における普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件とします。

（注２）日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成26年３月12日（水）から平成26年３月18日（火）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（本投資法人が引受人より受け取る投資口１口当たりの払込金額）を決定します。
今後、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金をいいます。以下同様です。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいいます。以下同様です。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（［URL］http://www.nbf-m.com/nbf/release/）（以下、「新聞等」といいます。）において公表します。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

（注３）発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額は、引受人の手取金となります。

（訂正後）

545,860円

（注１）発行価額（本投資法人が引受人より受け取る投資口１口当たりの払込金額）は、529,150円です。

（注２）発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金をいいます。以下同様です。）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいいます。以下同様です。）について、平成26年３月13日（木）付の日本経済新聞及び本訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（［URL］http://www.nbf-m.com/nbf/release/）において公表します。

（注３）発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額は、引受人の手取金（１口当たり16,710円）となります。

（１４）【手取金の使途】

（訂正前）

一般募集における手取金14,855,900,000円については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限840,900,000円と併せて、後記「第二部参照情報／第２参照書類の補完情報／２．不動産等の取得及び売却について」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産（投信法第２条第１項に定義された意味を有します。以下同様です。）の取得資金に充当します。なお、残余が生じた場合は借入金の返済資金に充当します。

（注）上記の手取金は、平成26年２月25日（火）現在の株式会社東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。

（訂正後）

一般募集における手取金14,022,475,000円については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限793,725,000円と併せて、後記「第二部参照情報／第２参照書類の補完情報／２．不動産等の取得及び売却について」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産（投信法第２条第１項に定義された意味を有します。以下同様です。）の取得資金に充当します。なお、残余が生じた場合は借入金の返済資金に充当します。

（注）の全文削除

（１５）【その他】

①　引受け等の概要

（訂正前）

以下に記載する引受人は、平成26年３月12日（水）から平成26年３月18日（火）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」といいます。）に決定される発行価額にて本投資口の買取引受を行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は、払込期日に発行価額の総額と同額を本投資法人へ払い込み、一般募集における発行価格の総額との差額は、引受人の手取金となります。本投資法人は、引受人に対し引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住所	引受投資口数
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目９番１号	未定
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目４番１号	
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目５番２号	
合　　計	―	26,500口

（注１）本投資法人は、発行価格等決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結します。
（注２）上記引受人は、引受人以外の金融商品取引業者に一般募集の対象となる本投資口の販売を委託することがあります。
（注３）以下、野村證券株式会社及び大和証券株式会社を併せて「共同主幹事会社」といいます。
（注４）各引受人の引受投資口数は、発行価格等決定日に決定されます。

（訂正後）

以下に記載する引受人は、平成26年３月12日（水）（以下、「発行価格等決定日」といいます。）に決定された発行価額にて本投資口の買取引受を行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は、払込期日に発行価額の総額と同額を本投資法人へ払い込み、一般募集における発行価格の総額との差額は、引受人の手取金となります。本投資法人は、引受人に対し引受手数料を支払いません。

引受人の名称	住所	引受投資口数
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目９番１号	13,250口
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目９番１号	3,975口
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目４番１号	3,975口
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目３番１号	2,385口
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号	1,855口
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目５番２号	1,060口
合　　計	―	26,500口

（注１）本投資法人は、発行価格等決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結します。
（注２）上記引受人は、引受人以外の金融商品取引業者に一般募集の対象となる本投資口の販売を委託することがあります。
（注３）以下、野村證券株式会社及び大和証券株式会社を併せて「共同主幹事会社」といいます。
（注４）の全文削除

2【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

（３）【売出数】

（訂正前）

1,500口

（注）オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が本投資法人の投資主から1,500口を上限として借り入れる本投資口の売出しです。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。
オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項につきましては、後記「第４募集又は売出しに関する特別記載事項／１オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（［URL］http://www.nbf-m.com/nbf/release/）（新聞等）において公表します。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

（訂正後）

1,500口

（注）オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が本投資法人の投資主から借り入れる本投資口1,500口の売出しです。
オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項につきましては、後記「第４募集又は売出しに関する特別記載事項／１オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
なお、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、一般募集における手取金、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、平成26年３月13日（木）付の日本経済新聞及び本訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（［URL］http://www.nbf-m.com/nbf/release/）において公表します。

（４）【売出価額の総額】

（訂正前）

867,450,000円

（注）上記の売出価額の総額は、平成26年２月25日（火）現在の株式会社東京証券取引所における終値を基準として算出した見込額です。

（訂正後）

818,790,000円

（注）の全文削除

（５）【売出価格】

（訂正前）

未定

（後略）

（訂正後）

545,860円

（後略）

第４【募集又は売出しに関する特別記載事項】

１　オーバーアロットメントによる売出し等について

（訂正前）

一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が本投資法人の投資主から1,500口を上限として借り入れる本投資口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、1,500口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

（後略）

（訂正後）

一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社である野村證券株式会社が本投資法人の投資主から借り入れる本投資口1,500口の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

（後略）